

令和 7 年 1 月吉日

各 位

相模原商工会議所
(公印省略)

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の借入れに伴う利子補給金の交付手続きについて

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、当商工会議所に対しまして格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社におかれましては、標題「マル経融資」のご利用をいただいております。この度、利子補給金の交付に係る申請受付を別紙要綱に基づき実施いたしますので、ご通知いたします。

つきましては、下記の提出書類を令和 7 年 2 月 28 日(金)までに同封の返信用封筒または、電子申請フォームにてご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 利子補給の対象

マル経融資を利用したことにより、令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日までに支払った利子で以下に該当するもの。

(1)令和2年4月1日実行分～令和4年3月31日実行分

約定利子額の30%を対象(千円未満は切り捨て/初回利払から24回目まで)

(2)令和4年4月1日実行分～

約定利子額の50%を対象(千円未満は切り捨て/初回利払から12回目まで)

2. 提出書類

(1)小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)

(2)法人市民税(法人)、市民税(個人事業主)領収書または納税証明書の写し

(3)預金口座通帳の写し(利子補給金入金口座に設定するもの)

(4)お支払額明細書(種別:マル経)の写し

※(1)については電子申請の場合不要です。

※各必要書類の注意事項は別添「利子補給申請に係る必要書類について」をご確認ください。



▲電子申請はコチラより

3. 利子補給金の振込

形式審査後、2 月中旬までに交付予定額をご連絡、3 月 31 日までに、指定口座へ振込をする予定です。

4. 注意事項

・利子補給金交付額は日本政策金融公庫が発行する「利息支払証明書」を基に決定します。

※「利息支払証明書」の発行申請は相模原商工会議所にて行います。

・事務手続きの関係上「受給見込の方」全員にご案内しています。必ず対象期間に利子支払いが発生していること、千円未満切捨に該当しないことをご確認ください(利払が少額の場合、補給金が 0 円となる場合もございます)。

※商工会議所ホームページから「利子補給見込み額算定シート」がダウンロードできます。

・申請期間を過ぎての申請は原則お受付できません。

以上

<本件担当>相模原商工会議所経営支援課(TEL:042-753-8135)